

協 定

【清水漁業協同組合・清水地区遊漁船団体】 共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場利用協定書

協 定 書

清水漁業協同組合「以下甲という。」と清水港の遊漁船及びプレジャーボートの所属団体「以下乙という。」は、甲の管理する共第15号共同漁業権漁場および鎌ヶ崎漁場利用について、次の通り協定を締結する。

「目的」

本協定は、共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場における魚族資源の維持確保及び漁場の荒廃を防止するため、漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートの秩序ある漁場利用を推進し、操業上の紛争を未然に防止することを目的とする。

「信義、誠実の義務」

甲及び乙は、信義、誠実をもって、この協定を忠実に守らなければならない。

「共第15号共同漁業権漁場内の制限」共同漁業権区域は別紙1、アンカー釣り可能区域は別紙2を参照

漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず、全区域アンカー釣り禁止
ただし、次に掲げる区域についてアンカー釣りを可能とする。

- ①貝島前護岸に沿って沖に向かい200mの範囲
※遊漁船業務及びプレジャーボートによるアンカー釣り・流し釣り問わず18時から24時まで
- ②外港防波堤（沖堤）沖の船舶泊地
- ③折戸沖の通称ツボ
※漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず4月1日から10月31日まで

☆上記の範囲で、夜間（日没から日の出まで）の太刀魚のアンカー釣り及び、土・日・祝日は時間・魚種の制限なくアンカー釣りを可能とする。

ただし、貝島前については時間制限を優先し、ツボについては期間制限を優先して適用する。

「鎌ヶ崎漁場の協定水域」 水域については別紙2を参照

「鎌ヶ崎漁場協定水域内の制限」

☆陸側水域 遊漁船業務及びプレジャーボートを問わず遊漁者1人につき釣具は1道具のみとし、1船につき8道具までとする。まき餌かごは1仕掛けにつき1個とし、その大きさは、直径5cm、長さが15cm以下のものとする。
活エサ釣り（ヒラメ釣等）は遊漁船業務およびプレジャーボートは10月から6月まで

☆沖側水域 漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず船主を含め2名までの操業とする。
まき餌は禁止とする。活エサ釣り（ヒラメ釣等）は禁止とする。

（補足）陸側水域で釣りをした後、沖側水域での釣りは禁止する。
ただし、沖側水域から陸側水域への移動は認める。

「鎌ヶ崎漁場操業期間」

<夏時間> 4月1日から9月30日まで

午前6時00分から午前11時00分まで（漁場内航行は開始5分前からとする。）

ただし、漁業者は午前5時00分から午前11時00分まで

<冬時間> 10月1日から3月31日まで

午前6時30分から午前11時30分まで（漁場内航行は開始5分前からとする。）

ただし、漁業者は午前5時30分から午前11時30分までとする。
(補足) 漁場内操業を目的としない航行により、漁場内を通過する際はこの限りではない。

「鎌ヶ崎漁場休漁期間」

協定書において定めていた7月1日より8月31日までの休漁期間を廃止する。
ただし、鎌ヶ崎漁場の資源状況に応じて随時、休漁期間について協議する。

「指導船」

漁船操業及び遊漁船業務・プレジャーボートの秩序を守るため、指導船を設置する。ただし、設置に関する諸費用は指導船所属の各団体の負担とする。指導船は、船上に指導船の旗を掲げ、操業及び遊漁の秩序、水域を指導するものとする。なお、指導の際は細心の注意を払いトラブルを防ぐこと。

「違反船の取り扱いについて」

違反船については、各団体が責任を持って指導する。

「漁獲の体長及び採捕数の制限」

次の表に掲げる水産動物は下記の基準（大きさ、措置・命令が発出されている場合）により採捕してはならない。また採捕した場合は放流しなければならない。
沿岸クロマグロ漁獲は国際約束の資源管理に基づく承認漁業であり、承認漁業者のみが実施可能である。遊漁船業者・プレジャーボートについても、承認漁業者と同様の資源管理対象者であり、静岡県が定める上限数量に基づき、静岡県より発出される早期是正措置や採捕停止命令を遵守する。

魚 種	基準（大きさ）	魚 種	基準（大きさ）
マダヒ イラメ	体長17cm以下 体長30cm以下	ブリ その他の魚種	体長20cm以下 体長10cm以下及び稚魚
魚 種（名 称）		基 準（措置・命令）	
クロマグロ（メジ、ヨコワ、シビ等）		静岡県発出の早期是正措置及び採捕停止命令を遵守	

「注意義務」

乙は、航行及び遊漁船業務・プレジャーボートによる遊漁行為に際しては、甲の組合員が行う漁業行為の慣習を把握し、甲の組合員の漁業行為を妨げてはならない。

「安全対策」

小型船は、事故防止策として3m以上のポールを立て形象物（旗等）を掲げるものとする。
また、事故防止策として免許・登録不要の2馬力以下のミニボートに対して、協定及び安全対策の周知に努め、協力を呼び掛ける。

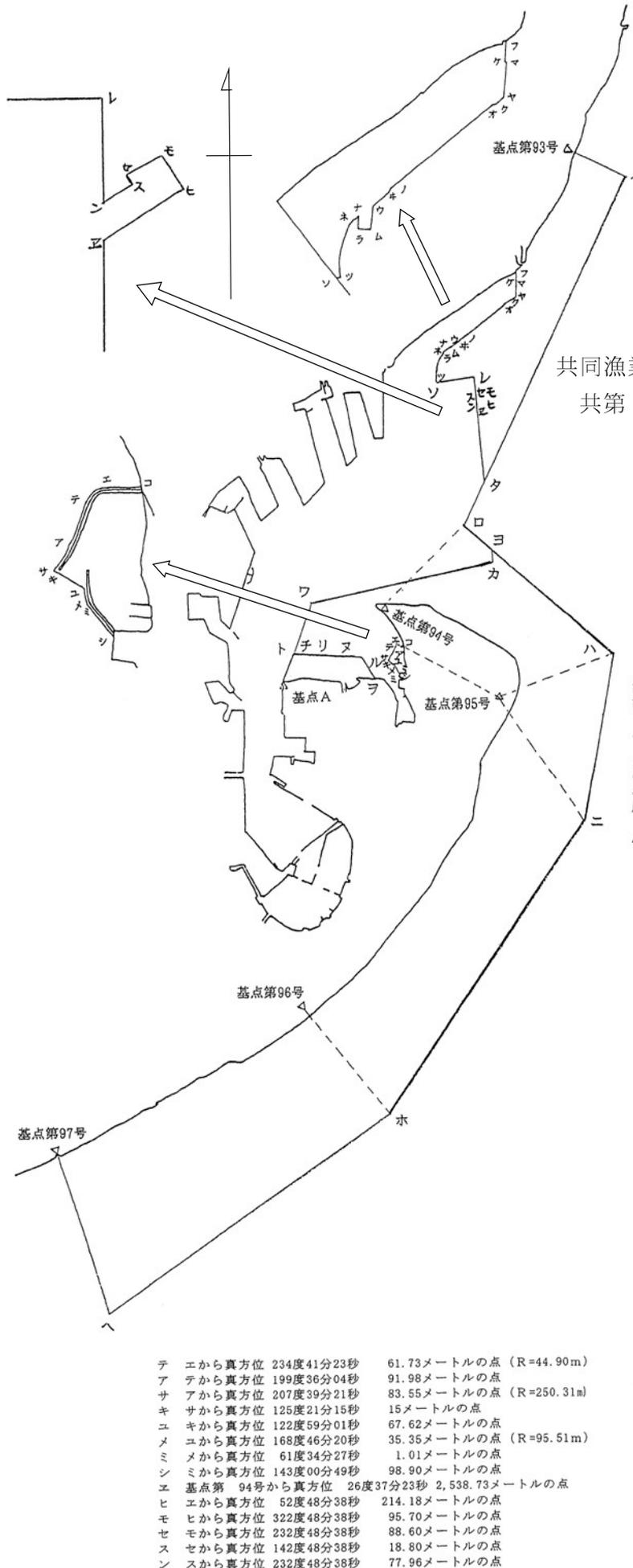
「有効期間」

本協定の有効期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙双方に異議が生じない場合には、自動的に一ヶ年延長する。また、本協定の施行開始より、前協定は無効とする。

「協議」

この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ処理する。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、記名押印の上各1通を保有する。



共同漁業権漁業図 縮尺 50,000分の1
共第15号

漁場の位置 静岡県静岡市清水区(旧清水市)地先

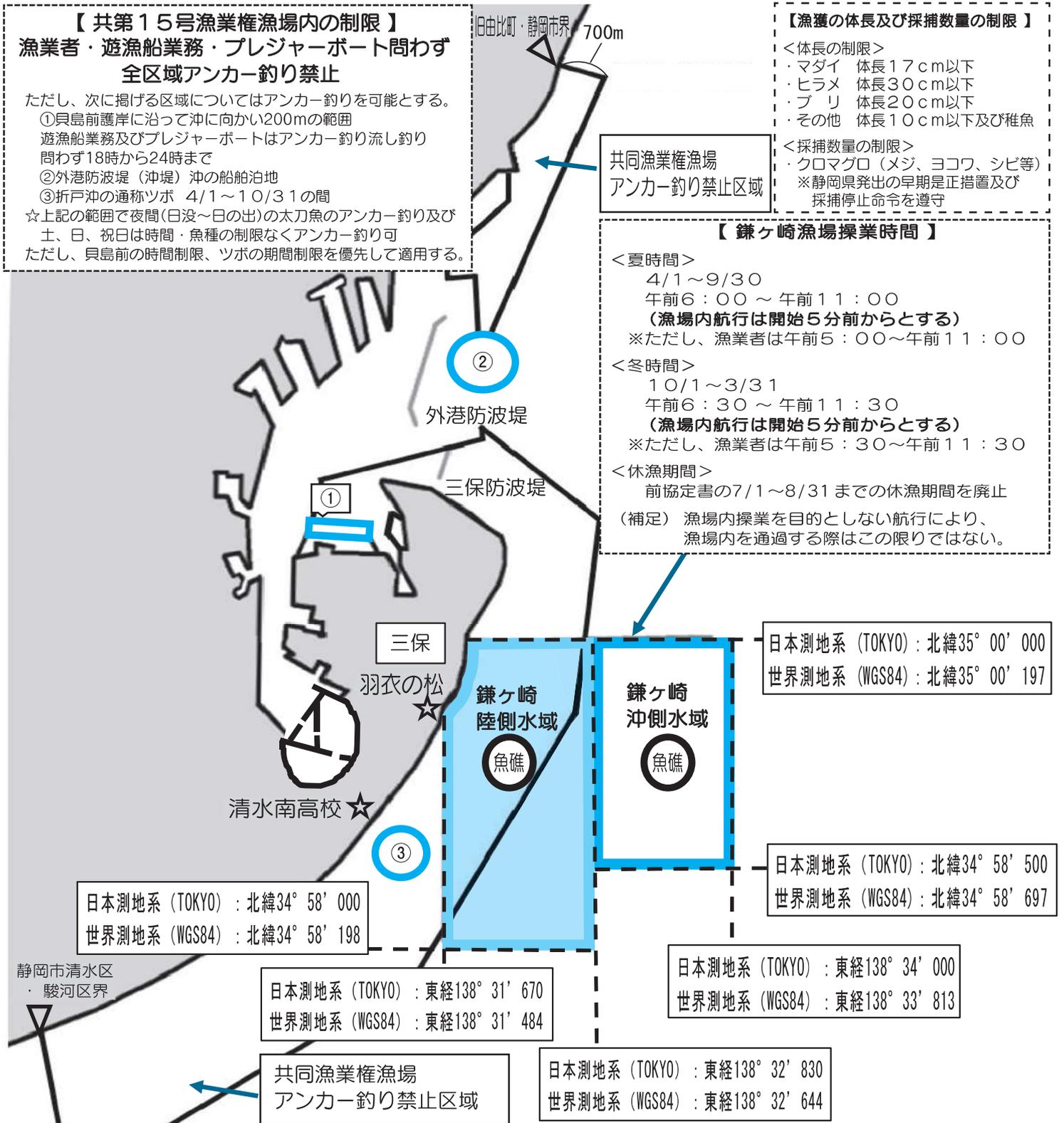
漁場の区域

次の基点第 93号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、基点第 97号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
ただし、ヲ、ル、ヌ、リ、チ、ト、ワ、カ、ヨ、ロ、タ、エ、ヒ、モ、セ、ス、ン、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、キ、ノ、オ、ク、ヤ、マ、ケ、フの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びコ、エ、テ、ア、サ、キ、ユ、メ、ミ、シの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く

点の位置

基点第 93号	静岡市清水区由比西倉沢、興津東町界に設置した標識 (北緯35度04分01.6288秒、東経138度32分27.4450秒)
基点第 94号	静岡市清水区三保清水真埼灯台 (北緯35度01分14.3316秒、東経138度30分57.6710秒)
基点第 95号	静岡市清水区三保三保灯台 (北緯35度00分38.1536秒、東経138度31分49.5186秒)
基点第 96号	静岡市清水区駒越、折戸界に設置した標識 (北緯34度58分47.9949秒、東経138度30分32.7465秒)
基点第 97号	静岡市清水区、駿河区界(滝が原川久方自転車道橋中)に設置した標識 (北緯34度57分43.0544秒、東経138度28分28.0847秒)
基点A	静岡市清水区三保貝島防波堤基部西角に設置した標識 (北緯35度00分45.0714秒、東経138度30分09.8055秒)
イ	基点第 93号から真方位 116度00分 700メートルの点
ロ	基点第 94号から真方位 46度00分 1,340メートルの点
ハ	基点第 95号から真方位 70度00分 1,490メートルの点
ニ	基点第 95号から真方位 145度30分 1,800メートルの点
ホ	基点第 96号から真方位 141度00分 1,600メートルの点
へ	基点第 97号から真方位 163度00分 2,000メートルの点
ト	基点Aから真方位 15度30分 343メートルの点
チ	トから真方位 55度30分 37.30メートルの点
リ	チから真方位 92度30分 400メートルの点
ヌ	リから真方位 93度30分 394メートルの点
ル	ヌから真方位 118度30分 31.30メートルの点
ヲ	ルから真方位 152度00分 316メートルの点
ワ	トから真方位 20度00分00秒 688.12メートルの点
カ	ワから真方位 78度15分50秒 2,188.51メートルの点
ヨ	カから真方位 355度01分02秒 147.12メートルの点
タ	ロから真方位 26度11分23秒 550.81メートルの点
レ	タから真方位 355度01分02秒 1,184.89メートルの点
ソ	レから真方位 263度09分47秒 487.17メートルの点
ツ	ソから真方位 83度09分47秒 22.49メートルの点
ネ	ツから真方位 12度26分14秒 331.62メートルの点 (R=423.50m)
ナ	ネから真方位 52度19分33秒 46.06メートルの点
ラ	ナから真方位 185度06分35秒 76.67メートルの点
ム	ラから真方位 95度06分35秒 71.40メートルの点
ウ	ムから真方位 5度06分35秒 142.35メートルの点
キ	ウから真方位 52度26分36秒 113.41メートルの点
ノ	キから真方位 32度31分21秒 40.50メートルの点
オ	ノから真方位 52度26分36秒 748.76メートルの点
ク	オから真方位 70度10分56秒 30.85メートルの点
ケ	クから真方位 52度26分36秒 43.72メートルの点
マ	ヤから真方位 7度21分03秒 206.72メートルの点
ヤ	マから真方位 277度21分03秒 8.50メートルの点
ケ	ケから真方位 3度41分04秒 121.30メートルの点
コ	基点第 95号から真方位 300度24分36秒 1,279.23メートルの点
エ	コから真方位 270度08分15秒 71.70メートルの点
テ	エから真方位 234度41分23秒 61.73メートルの点 (R=44.90m)
ア	テから真方位 199度36分04秒 91.98メートルの点
サ	アから真方位 207度39分21秒 83.55メートルの点 (R=250.31m)
キ	サから真方位 125度21分15秒 15メートルの点
ユ	キから真方位 122度59分01秒 67.62メートルの点
メ	ユから真方位 168度46分20秒 35.35メートルの点 (R=95.51m)
ミ	メから真方位 61度34分27秒 1.01メートルの点
シ	ミから真方位 143度00分49秒 98.90メートルの点
エ	基点第 94号から真方位 26度37分23秒 2,538.73メートルの点
ヒ	エから真方位 52度48分38秒 214.18メートルの点
モ	ヒから真方位 322度48分38秒 95.70メートルの点
セ	モから真方位 232度48分38秒 88.60メートルの点
ス	セから真方位 142度48分38秒 18.80メートルの点
ン	スから真方位 232度48分38秒 77.96メートルの点

共第15号共同漁業権漁場及び鎌ヶ崎漁場利用協定図



- 【鎌ヶ崎漁場協定水域内の制限】**
- ★ < 陸側水域 >
 - ・ 遊漁船業及びプレジャーボートを問わず漁者1人につき1道具使用のみとし、1船につき8道具とする。
 - ・ まき餌かごは1仕掛けにつき1個とし、その大きさは、直径5cm、長さが15cm以下のものとする。
 - ・ 活工サ釣り（ヒラメ釣等）について漁業者以外（遊漁船業者も含む）は10月から6月までとする。
 - ・ 陸側水域で釣りをした後、沖側水域での釣りは禁止とする。
 - ★ < 沖側水域 >
 - ・ 漁業者・遊漁船業務・プレジャーボートを問わず、船主を含め2名までの操業とする。
 - ・ まき餌は禁止とする。
 - ・ 活工サ釣り（ヒラメ釣等）は禁止とする。
 - ・ 沖側水域から陸側水域への移動は認める。